

売買契約書又は媒介契約書の特約事項に基づき固定資産に係る 評価証明書、公租公課証明書の交付申請をされる場合の留意事項

なりすましなどによる不正な証明書の取得を防止し、納税者の個人情報保護のため、売買契約書又は媒介契約書の特約事項に基づいて証明書の交付申請をされる場合は、次の留意事項をお守りください。

1. 契約書は、当事者、依頼者の自署又は記名押印及び宅地建物取引業者の記名押印があるものをご提示ください。（写し可）

その他契約日等、契約書に必要な事項の記載漏れがあるため、有効な契約書として確認できない場合は申請の受付ができません。

2. 媒介契約書に、評価証明書又は公租公課証明書の取得に関する委任事項が明記されていない場合は証明書の発行はできません。別途委任状（原本）を提出してください。

売買契約書については、約款の「公租公課の負担」に関する項目を確認できるようにしてください。（媒介業者・宅建業者が申請者の場合）

3. 媒介契約書に記載のある物件のみ証明書を交付できます。

媒介契約書に記載のない私道や未登記家屋等（ex. 車庫、倉庫）も含めて発行する場合や、土地のみの媒介契約書で、土地上の家屋も含めて証明書の発行を希望する場合は、契約書内の備考欄等にその旨を記載した媒介契約書を提示してください。

記入例：目的物件の家屋に隣接する未登記家屋も含む。

目的物件の土地上にある家屋全て含む。等

4. 区分所有建物の敷地利用権として地上権等が設定されている土地の証明書を申請される場合は、権利登記されていることが確認できる家屋の登記事項証明書を提示してください。

5. 媒介契約書は有効期限内のものに限り受付できます。契約期間が更新されている場合は、証明書の申請日まで更新されている旨を確認できる書類の提示が必要です。（写し可）

6. 媒介契約を締結した依頼者が固定資産の所有者の代理人である場合は、代理人であることが確認できる書類（委任状等）の原本を提示してください。原本の提示が困難である場合は、**原本証明***している委任状の写しを提示してください。

* 日付、氏名（名称）及び「原本と相違ない」旨の記載があり、法人印又は職印の押印があるもの

7. 媒介契約書を締結した依頼者の住所・氏名が、本市の課税台帳上の住所、氏名と相違がある場合や依頼者が所有者の相続人である場合は、依頼者の住所移転の経緯や所有者が死亡している事実及び依頼が相続人であることが確認できる書類（住民票、戸籍謄本等）の提示が必要です。

8. 媒介契約書における受任者の代表者又は従業員の方が来庁され、評価証明書又は公租公課証明書の交付申請をされる場合には、当該法人の代表者又は従業員であることを証する書類（登記簿、従業者証明書（社員証）（**名刺不可**）、在職証明書）の提示等が必要です。その場合、その方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の提示も必要です。
9. 媒介契約書を電磁的方法により締結されている場合は、「固定資産に係る評価証明書、公租公課証明書の取得に関する委任状」または「媒介契約書の写し（電磁的方法を用いて締結されていることが確認できること）及び媒介契約における受任者による**原本証明***が必要です。

その他不明な点等ございましたら、伊丹市徴収課（TEL 072-784-8025）へお問い合わせください。
市役所開庁時間：月～金（土日休祝日と12/29～1/3は除きます。）の9時～17時
証明書は市役所1F市民課、各支所・分室にて発行しております。

伊丹市 徴収課